

「成田国際空港平行滑走路北伸整備事業に伴う環境とりまとめ」についてのご意見の概要及び弊社の見解

ご意見の概要	弊社の見解
<p>1. 航空機騒音についてもっと幅広い検討と対策を</p> <p>「計画意見書」で空港による最大の環境破壊となる航空機騒音について、「もっと範囲を広げて影響と対策を検討すべき」と指摘しましたが、今回の「とりまとめ」でもこの点は考慮されていません。</p> <p>WECPNL については「計画意見書」でも指摘しましたように、住民の被害感覚とは合致していない、問題の多い評価単位です。</p> <p>しかし、現行の環境基準や騒防法・騒特法がこの単位を使っている事から、ここでは WECPNL を使って意見を述べます。</p> <p>今回の「とりまとめ」においても影響や対策が全て 75WECPNL 以上についてのみ書かれています。</p> <p>しかし、航空機騒音の被害は 75WECPNL 未満の広範な地域にも及んでいます。「計画意見書」でも指摘したように、騒音が 65dB 以上になると睡眠などに影響が出る事は色々な研究結果で明らかにされています。70WECPNL 程度の地域では機種や飛行形態によって騒音が 90dB 近くになる事もあります。</p> <p>このような状況を踏まえて、国では「航空機騒音に係る環境基準」を定め、「専ら住居の用に供される地域」の基準を「70WECPNL」と定めています。</p> <p>この昭和 48 年 12 月 27 日に告示された「航空機騒音に係る環境基準」で成田空港周辺では「10 年以内の達成」を求めています。</p> <p>この期限から 20 年以上も経過した現在でも成田空港周辺の航空機騒音に係る環境基準達成率はほとんどの年が 50%未満で推移しているのが現状です。</p> <p>今回の「とりまとめ」ではこの環境基準の達成時期や達成するための方法について全く触れようとしていませんし、騒音予測コンターも 75WECPNL までしか提示されていません。</p> <p>周辺住民の苦しみを考えるならば、少なくとも 70WECPNL の予測コンターを示し、この地域についての航空機騒音の影響・環境基準の達成時期・騒音対策について「とりまとめ」の中で明らかにすべきものと考えます。</p>	<p>航空機騒音の環境基準では、千葉県、茨城県によって成田空港の敷地外の外側周辺地域一帯をすべて 類型に指定（一部を除く）され、この 類型の地域については、70WECPNL 以下にすることが「行政上の政策目標」となっております。</p> <p>そこで、成田空港では、発生源対策として騒音基準値がチャプター 3 を満たさない航空機の運航が禁止されているほか、騒音軽減運航方式等の導入がなされております。また、昨年 10 月より騒音レベルに応じて低騒音機ほど国際線着陸料のトン当たりの単価が安くなる料金制度を導入し、低騒音型機材の乗り入れを促進するなど更なる発生源対策に努めているところです。</p> <p>一方、同基準では、「航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても達成期間で環境基準を達成することが困難である地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。」こととなっております。</p> <p>成田空港では、騒防法第 1 種区域（75WECPNL 以上）において N A A が民家防音工事を実施しているほか、75WECPNL に満たない第 1 種区域に隣接する地区においては共生財団が、また、谷間地区においては市町が、民家防音工事を実施するなど屋内環境が保持されるようきめ細かな対策を実施しております。</p> <p>今回の「環境とりまとめ」においては、空港の設置管理者である N A A が防音工事等の騒音対策の責務を負っている範囲である 75WECPNL 以上の区域とその周辺について騒音影響調査・評価を実施したところです。</p> <p>なお、騒音対策等の《環境保全のための措置》の体系については、第 3 編に示しているとおりです。</p>

ご意見の概要	弊社の見解
<p>2 . SARS や鳥インフルエンザなどの防疫態勢について</p> <p>「計画意見書」でコレラなどの伝染病に対する防疫態勢について検査を徹底するよう、意見を提出しました。</p> <p>これについて「とりまとめ」では「現在も実施しているし、外部に流す段階では殺菌して流しているの、心配ない。」との事でした。</p> <p>しかし、地球の温暖化が進むにつれて日本も熱帯化し、マラリア・デング熱・西ナイル熱などの感染症ウイルスを持った蚊などが侵入する危険が増えています。周辺地域住民にとっては心配な事です。</p> <p>また、海外で重症急性呼吸器症候群（SARS）や鳥インフルエンザに感染した人が成田空港に到着する可能性も否定できません。</p> <p>「計画意見書」でも書きましたが、韓国では今年に入っても到着航空機の汚水検査でコレラ菌が複数回検出され、菌が検出された航空機で到着した乗客に対し追跡調査と注意喚起が行われています。</p> <p>成田空港では1月2日にコレラ感染者が見つっていますが、体調が悪くなったための治療により発見されたもので、汚水検査で発見されたものではありません。韓国で行われているような防疫体制が成田空港にも求められていると考えます。</p> <p>これら防疫業務は、成田国際空港株式会社の仕事ではなく、厚生労働省の仕事と考えられますが、空港運営管理者として、監督官庁とも相談して、もっと徹底した防疫対策を取る必要があると考えます。</p>	<p>到着した航空機の汚水は航空機内で滅菌されており、また空港においては弊社が病原菌が流入するおそれのある汚水を滅菌する施設を設置して処理しております。こうした体制により空港外に海外からの病原菌が流出しないようにしております。</p> <p>蚊等が媒介する感染症を防止するために、航空機内及び空港内において空港検疫所で定期的に調査等の対策を実施しております。</p> <p>また、SARS等の感染症の患者が空港内で発見されたときは、弊社では対策本部を設置するとともに、空港検疫所をはじめ関係機関と連携を取って、消毒等必要な対策を講じることとしており、空港外へ流出防止に努めております。</p>